

新堀保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人酒田保育協会
所 在 地	酒田市広野字中通40-3
電 話 番 号	0234-92-2840
代表者氏名	理事長 阿部 武生

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	新堀保育園
施 設 の 所 在 地	酒田市木川字アラコウヤ35
連 絡 先	電話番号 0234-93-2103 FAX 0234-93-2155
管 理 者	園長 佐藤 未央
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 27人 満1歳以上満3歳未満の児童 17人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和48年10月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

施設及び設備

敷 地	敷地全体	2828.45㎡	
	園庭	2106.3㎡	
園 舎	構 造	1階建 木造	
	延べ面積	722.14㎡	
	乳児室	2室	たんぽぽ組（0歳児クラス）
	ほふく室	1室	あさがお組（満1歳児クラス）
	保育室	3室	すみれ組（満2歳児クラス） ひよこ組（満3歳児クラス） うさぎ・そう組 （満4・5歳児クラス）
	遊戯室 （ホール）	1室	
	調理室	1室	
	玄関ホール		

5 職員の設置状況

職 種	員 数	勤 務 体 制	備 考
園 長	1	（ 8：30～17：00）	
主 任 保育士	1	勤務時間帯（ 7：30～16：00）	
保 育 士	5	（ 8：30～17：00）	
パート保育士	6	（10：00～18：30）	
保 育 補 助	4		
調 理 員	3	（ 8：30～17：00）	

※ シフトにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

- ・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
- ・ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する時間帯は、就労時

間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで個別に決定します。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間となります。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 外部講師

・英語で遊ぼう ・積木で遊ぼう ・サッカー教室 他

(3) 地域交流

・世代間交流 ・地区体育祭 ・文化祭 他

(4) 新堀小学校との連携

(5) 送迎

保護者の方の送迎です。

(6) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時10分頃	
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時10分頃	
2歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時10分頃	
3歳児		11時15分頃	15時10分頃	
4歳児		11時15分頃	15時10分頃	
5歳児		11時20分頃	15時15分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があり除去を必要とする場合、必ず医師の診断書を添えてご相談ください。

9 利用料金

- ・特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
- ・支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	菅原外科・内科医院
所在地	酒田市東大町1-10-6
電話番号	0234-26-0500

(2) 歯科

医療機関の名称	大町歯科診療所
所在地	酒田市東大町1-13-18
電話番号	0234-24-2938

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関、又は嘱託医及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・窓口担当者 元木 紘子（主任保育士） ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 0234-93-2103 - F A X 0234-93-2155 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	後藤 正一郎	
	佐藤 重好	
	佐藤 廣	
	阿部 進	
	五十嵐 賢弥	
	佐藤 周二	

*上記の他については配布したリーフレットをご覧ください。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテンの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	・2次避難場所 新堀小学校 新堀コミュニティ防災センター ・津波避難場所 酒田市立十坂小学校
連絡方法	・一斉メール配信システム「安心メール」を設置しております。1家庭1名の登録をお願いします。 ・園携帯で連絡する場合もありますので、園電話と両方登録して下さい。 ①080-1651-3902 ②080-1694-8413

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済金
保険の内容	保育所の管理下で災害遭遇時の治療費や見舞金
保険金額	240 円（個人負担額） *その他園負担
集金方法	- 口座振替対象者：3歳以上児（3歳未満児の兄弟含む） - 非口座振替対象者：3歳未満児（集金袋での現金集金）

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済制度への加入について」をご確認下さい。

1.6 給食費

当園では、毎月3歳以上児の給食費を集金いたします。

副食費にかかる費用	月額 4,800円 毎月5日に口座振替する。
食育推進費 （完全給食・行事食等）	月額 200円（年額 2,400円） 4月に1年分を口座振替する。
その他	・手続きが完了していない場合、資金不足による振替不能の場合は、手数料55円を含む現金請求とさせていただきます。

※ただし、住民税所得割が57,700円未満(国基準)（ひとり親世帯については77,101円未満）の世帯のすべての子ども及び保護者と生計が同一である子どもで第3子以降の子ども(酒田市基準)の給食費のうち副食費分（4,800円）は支払いが免除となります。

1.7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1.8 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。